

奈良市公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年10月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 住居表示整備業務委託
 - (2) 業務場所 奈良市中町の一部
 - (3) 業務期間 契約の日から令和9年3月31日まで
 - (4) 業務概要 令和9年3月1日に住居表示の変更が実施される奈良市菅野台（中町の一部）における整備業務
- ※詳細については「業務委託仕様書」を参照してください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和8年度奈良市建設工事等入札参加資格者で、公告日において「測量（測量一般）」に登録されているもの。
- (2) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく参加停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 入札公告日において、プライバシーマークを取得していること。
- (7) 令和3年度から令和7年度までの間に本市（人口約34万人）と同程度の規模の地方自治体における住居表示整備業務の実績が2つ以上あること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和8年10月5日から令和8年10月19日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市市民部市民課 (奈良市役所 東棟1階)

(奈良市ホームページにも公表しています。)

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、所定の質問書により提出してください。

ア 提出日時 令和8年10月5日から令和8年10月9日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民部市民課

E-mail shimin@city.nara.lg.jp

ウ 書類を持参するか、郵送またはメールにより提出して下さい。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年10月14日午後5時までに奈良市ホームページに掲載いたします。

5 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室 (中央棟3階)

令和8年11月4日(水) 午後2時00分

6 入札保証金に関する事項

奈良市契約規則第4条第2項第2号に基づき、これを免除します。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次の書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 業務実績調書及び令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間において、本市(人口約34万人)と同程度の規模の地方自治体における住居表示整備業務の実績(2つ以上)を確認できる書類(契約書、仕様書等の写し等)

※業務実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させてください。

ウ プライバシーマークの写し

エ 会社概要(様式自由) ※パンフレットでも可とする。

(2) 入札参加申請方法

令和8年10月5日から令和8年10月19日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

に、奈良市市民部市民課に(1)の書類を持参してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和8年10月23日までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

8 入札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札とします。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

キ 入札金額を訂正した入札

ク 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

ケ 入札書の日付が入開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。

11 問合せ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民部 市民課

電話 0742-34-4730（直通）

メール : shimin@city.nara.lg.jp